



ZENROREN

No. 243 4月号

えどがわ 区労連ニュース

発行

江戸川区労働組合総連合

江戸川区中央3-23-1
TEL 3656-5577
FAX 3656-5654

3・14東部労働者交流集会で江戸川は保育問題を提起！

3月14日（木）、墨田区曳舟文化センターで行われた集会は、国民春闘共闘事務局長の黒澤幸一氏（全労連・事務局長）が講演を行いました。「組織強化で労働組合主導の賃上げを」と題して、パワーポイントを使いわかりやすく解説。財界主導の「賃上げ」のまやかし、労働者の要求の掘り起こしとストライキを構えての団体交渉の意義を、世界の労働組合の動きや日本の闘う組合の具体例を熱く話してくれました。その後、東部の各労連や朝からの総行動から駆けつけたJMITU、争議組合から発言がありました。江戸川区労連からは、つくしんぼ保育園の富田川みずほさんが私立保育園の現状を後述の通り訴えました。

「私たち保育士は日々子ども達が楽しく、そして安全に、より良い保育とは何か話し合いながら保育をしています。今、保育現場ではより良い保育に必要な児童福祉法の最低基準の改定のため「子ども達にもう1人保育士を」と運動しています。しかし、変わったのは4・5歳児が30対1だったのが25対1と、確かに基準は見直されましたが、それでも厳しい現状です。民主的に運営している保育園では最低基準を大幅に上回る人員配置を行っています。そうすることで人件費比率が80%を超え、運営が圧迫している現状です。また、待機児解消のため江戸川区でも保育園作りが進み待機児がゼロになりましたが、コロナ禍もあり出生数は減少、今、保育園では定員割れ（子どもが

うまらない）の現状があります。江戸川区では定員割れが起こるとそれに対する補助はなく、逆にその分が減収になり、運営が厳しくなっています。国は定員割れを利用し「保育誰でも通園制度」を目玉のように提唱していますがゼロから2歳児の乳児が初めての環境と保育士で安心安全に過ごせる制度ではありません。しかも、園と保護者の直接契約で国も自治体も責任は取らない制度です。このように子ども達一人ひとりを大切に、より良い保育をしようと夢見た学生が保育士資格を取っても保育現場の厳しさに保育園で働かないと言う人も増え、待機児解消の為に保育園をたくさん作っても保育士が足りていません。子ども達の健やかな育ちが問われる今、保育園が担う役割はとても大きいのです。しかし、国は敵、基地攻撃能力を持つ軍事費には8兆円も費やし、異次元の少子化対策と言いながら社会保険の負担でまかなおうとし責任を持ちません。子ども達が安心、安全に過ごせる場所を守るためみんなで声をあげていきたいです。」

【新木】



労働相談・紛争・争議

【汐夢想建】

被疑者が小松川警察署に出頭して、供述調書の作成を応じたと警察担当者から伝えられました。今後は、検察に送検されて、担当する検察官の判断になります。(不起訴処分か起訴猶予か起訴か)

【社会福祉法人つばき土の会】

2月29日(木)の団体交渉で「モグラ、第2オハナ、第3オハナの職員全員の配置換えをするので、4月1日からその職場で就労してもらう」と一方的に通告した問題は、撤回させました。しかし、翌日の3月1日からモグラの職員2名が、第3オハナに来所して、組合員3名の監視労働を行って重圧をかけてきました。3月4日(月)にCU江戸川の執行委員と三枝事務局長が第3オハナに急遽向かい、モグラの2名の職員に対し「その様な行為を即座に止めること」を通告して追い返しました。その後は落ち着いているようです。

【JR東海リテイリング・プラス】

3月15日(金)第2回団体交渉を行い、組合は包括的な解決案を提示して、会社に検討を求めその回答を4月3日(水)17時限り事務所に到達させることとしました。妥結合意しない場合は東京地裁の労働審判に申立を行う予定です。

【ケイユー・トランスポート】

3月5日(火)大田区蒲田の貸会議室に於いて第1回団体交渉を開催いたしました。会社は、代表取締役と弁護士2名が出席し、会社に対して従前の行為が労働基準法・労働契約法に抵触する不法行為を指摘して問題解決の提案を行いました。3月21日(木)に会社から回答書が到達しましたが、妥結できる内容でないので再考を求め、3月28日(木)17時に再回答書が到達し当該の希望する以上の内容でしたが、組合主任オルグの拘りで、再考を求めました。

国民春闘江戸川共闘会議区役所懇談会

3月27日(水)午前11時~12時、江戸川区役所南棟5階入札室に於いて、国民春闘江戸川共闘会議と区役所各担当職員との懇談会が開催されました。2024年1月末日現在で区役所での会計年度任用職員数は3,355名で全職員数の48%を占めています。2024年度事務補助職員の賃金は1,131円で東京都最低賃金そのものです。また、2024年度の指定管理者制度の下で就労する労働者には時給額1,220円が下限額として制定され、それを下回った場合は条例違反になると、総務部用地経理課長(公契約条例担当)が説明をしましたので、今後は確認していきたいと考えています。

1月の実質賃金2ヶ月連続マイナス

1月の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上、3月7日発表)によると、物価変動を加えた実質賃金は、前年同月比0.6%減で、2ヶ月連続のマイナスになりました。

マイナス幅は縮小したものの、物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況は続いています。

私たちの生活は何時になったら楽になるのでしょうか。

当面の活動

- 4/3 (水) 東部ブロック組織化宣伝・北千住
- 5 (金) 区労連事務局会議
- 9 (火) 江戸川社保協事務局会議
労働関係相談センターオルグ会議
CU江戸川執行委員会
- 10 (水) 区労連第8回幹事会
- 12 (金) CU江戸川学習会・区労連事務所
- 15 (月) 国民春闘江戸川共闘会議第2回常幹
- 18 (木) 区労連加盟労組代表者会議
- 24 (水) 江戸川社保協篠崎駅宣伝
- 26 (金) 江戸川社保協幹事会
- 5/1 (水) 第95回メーデー

納税者の権利擁護税務行政の民主化をめざす!

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I B M 3 番町ビル

T E L 03 (3698) 8000

F A X 03 (3698) 8008